

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	地域保健・健康増進担当	内線	2548

新 生活習慣病に関する地域医療連携体制の構築

< 地域医療再生臨時特例基金事業 >

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
60,557	国庫 11,086	委託料 56,292
(前年度 3,800)	一般財源 49,471	

2 背景・現状

岐阜県における三大生活習慣病（がん、心疾患、脳卒中）による死亡者は10,966人（H19）で、総死亡者数の約6割を占める。

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の治療は、病状の進行具合によって、一医療機関では治療が完結せず、回復過程に沿って療養場所を移動し必要なサービスを受ける方向へと変化している状況である。

そのため、医療機関が相互に連携し、県民がどの地域においても質の高い切れ目のない医療を受けられる体制の整備が必要である。

3 事業目的

疾病ごとに必要となる医療機能及び地域の医療機関が担うべき機能・役割を明確化するために、「地域連携クリティカルパス」を用いた4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に関する医療連携体制を構築し、県全体の医療水準の向上につなげる。

「地域連携クリティカルパス」：患者一人ひとりの治療開始から終了までの全体的な治療計画

4 事業概要

地域医療再生臨時特例基金を活用して、地域の中核病院に「連携パス運営コーディネータ」を、県内7つのがん診療連携拠点病院に「5大がん連携パスコーディネータ」を配置し、地域の関係者を対象とした研修会の開催や地域連携クリティカルパスの運営に向けた検討会等を実施する。

生活習慣病医療連携推進事業 22,173千円

新がん診療連携拠点病院地域連携強化事業 38,384千円

(款) 4 衛生費	(項) 4 保健予防費	(目) (5) 成人病予防費
(明細書事業名)	成人病予防費	
	生活習慣病医療連携推進事業費	
	がん対策費	
	がん診療連携拠点病院地域連携強化事業費	